

## 大阪・関西万博催事等企画運営支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

2025 年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）において、府内市町村が一体となって実施する催事「(仮称) 大阪ウィーク」(以下、「大阪ウィーク」という。)が実施される。本業務は、大阪ウィークにおいて、泉大津市のブース出展に向けた全体計画を策定するとともに、当計画に基づいた各ブースの運営体制を構築することで、大阪・関西万博にて本市の多彩な魅力や先進的な取組を国内外に発信し、2025 年開催予定の「(仮称) 泉大津万博」への誘客へとつなげていくことを目的とする。

本業務に最適な事業者の選定を行うため、価格のみの競争によらず、企画力等の点から公募型プロポーザルを採用し実施する。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

大阪・関西万博催事等企画運営支援業務

#### (2) 業務内容

大阪・関西万博催事等企画運営支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）  
のとおり

#### (3) 履行期限

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

#### (4) 提案限度額

2,017,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年泉大津市条例 1 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。
  - ①旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき

- 更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
- ③会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 募集開始        | 令和 6 年 9 月 13 日（金）       |
| 質問書締切日      | 令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 5 時 |
| 質問書回答日      | 令和 6 年 9 月 24 日（火）       |
| 参加申込書締切日    | 令和 6 年 9 月 30 日（月）午後 5 時 |
| 参加承認書の送付    | 令和 6 年 10 月 2 日（水）       |
| 企画提案書等提出締切日 | 令和 6 年 10 月 7 日（月）午後 5 時 |
| 辞退届提出締切日    | 令和 6 年 10 月 7 日（月）午後 5 時 |
| プレゼンテーション   | 令和 6 年 10 月 10 日（木）      |
| 結果通知・結果公表   | 令和 6 年 10 月中旬【予定】        |
| 契約締結・業務開始   | 令和 6 年 10 月下旬【予定】        |

#### 5. 参加申し込み

「3. 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類をすべて揃えて提出すること。なお参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

##### (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式 1）
- ②会社概要書（様式 2）
- ③業務実績書（様式 3）

（ア）平成 31 年 4 月 1 日から公示日までの間に国、地方公共団体のいずれかから受託した本件業務と同種同規模以上の業務実績。

（イ）業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付すること。

（ウ）元請けとして契約した業務に限る。

##### ④決算報告書

直近 1 年分に係る決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの）

##### ⑤登記簿謄本（交付から 3 か月以内のもの、複写可）

##### ⑥納税証明書（複写可）

国税については（その 3 の 3）、市税については泉大津市内に事業所を有する場合

に泉大津市税の滞納がないことの証明書

⑦印鑑証明書（原本）

⑧使用印鑑届（様式4）

⑨障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式5）

入札、契約、代金受領等の権限を支店長や営業所長等（受任者）に委任する場合のみ提出

※令和5・6年度泉大津市入札参加有資格者の場合、④～⑨の提出は不要。

(2) 提出部数

各1部提出すること。

(3) 提出方法

提出期限までに事務局へ持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の午前8時45分から午後5時までの時間帯に限る。

郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限日必着とする。

(4) 提出書類作成の留意事項

①提出された参加申込に関する書類の修正又は変更は出来ない。

②提出された参加申込に関する書類は返却しない。

(5) 参加の承認

参加承認の可否については、令和6年10月2日（水）までに、参加申込書に記載された担当者 E-mail アドレスに電子メールで通知する。

## 6. 質疑の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式6）

※電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じない。

(2) 提出方法

令和6年9月20日（金）午後5時までに事務局へ電子メールで送信すること。

※件名は「プロポーザル質疑：会社名」と記載すること。

(3) 回答日

令和6年9月24日（火）

(4) 回答方法

各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、回答日に泉大津市のホームページにおいて掲示する。

(5) その他

提出期限を過ぎた質問や指定した方法以外による質問には回答しないため留意する

こと。

## 7. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた参加事業者は、仕様書等に基づき最適な提案を行うものとする。なお提案に当たっては、企画提案書等として以下のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

①企画提案届出書（様式7）

②見積書（様式自由、明細書を含むこと）

※明細書には、業務種別ごとの費用の内訳額及び総額、全ての業務費用の総額、消費税及び地方消費税額を含めた総額を記載すること。なお、費用総額は、本実施要領に定める契約上限額までとする。

③企画提案書（様式自由）

(ア) 1者1案とし、プレゼンで使用するもの。

(イ) A4版、横書き、文字サイズ11ポイント以上、両面印刷で20ページ以内を標準とする。A3の場合は片面1枚を2枚とみなす。

(ウ) 表紙をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。

(エ) 正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。

(オ) 副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

(カ) 以下については必ず記載すること。

- ・本業務を実施するにあたっての基本方針
- ・本業務スケジュール

※事業開始から事業終了（成果品納品）までを記載すること。

※関係課への初回ヒアリングおよび出展における必要経費（概算）の算出を、11月2週目までの工程に必ず記載すること。

- ・本業務を実施するにあたっての体制

### (2) 提出部数

①、②については正本1部、③は正本1部、副本6部および電子データとし、副本は提案者を特定できる表示を一切しないこと。

### (3) 提出方法

「5. 参加申し込み」の「(3) 提出方法」と同様とする。

※電子データはUSBもしくはDVD-Rで提出すること。

### (4) 提出書類作成の留意事項

①提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めない。

②提出された企画提案に関する書類は返却しない。

③提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

- ④提案内容は見積書金額内で具体的で実現可能な範囲とし、プロポーザル終了後の契約締結時においては、実現を約束したものとみなす。

## 8. 委託候補者の選定方法

委託候補者の選定にあたっては、大阪・関西万博催事等企画運営支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、以下のとおり企画提案の内容を公正かつ客観的に評価を行う。審査は、企画提案書、業務実績、価格、プレゼンテーション等の内容を評価し、それぞれの審査基準項目と配点は別紙1「審査基準」のとおりとする。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。また、企画提案者が1者のみの場合においても審査はおこなうものとする。審査委員会は非公開とし、審査結果、審査内容、採点に関する質問・異議申し立ては一切受け付けない。なお、評価点が配点合計の6割に満たない場合は、契約候補者として認めない。

### (1) プレゼンテーションの実施

企画提案書等の記載内容について評価するため、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

#### ①実施日時

令和6年10月10日（木）

※詳細については、後日通知します。

#### ②実施場所

大阪府泉大津市東雲町9番12号 泉大津市役所【予定】

#### ③実施方法

(ア) プレゼンテーションを15分以内、質疑応答を15分程度とする。

※企画提案者数により、プレゼン時間等を変更する場合もある。

(イ) 「7. 企画提案書等の提出」の「(1) 提出書類③」としてあらかじめ提出した企画提案書等の内容について、わかりやすく簡潔に説明すること。

(ウ) 追加資料の配付は認めない。

(エ) モニターおよびプロジェクター（HDMI 接続）を会場に設置するので、パソコン等の機器類（電子データを含む）は、各企画提案者が持参すること。

(オ) 出席者は3名以内とし、原則として本業務に直接携わる担当者が説明すること。

(カ) プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

(キ) プレゼンテーションは非公開とする。

#### ④選定結果通知について

選定結果については、令和6年10月中旬（予定）に「選定結果通知書」を電子メールにて企画提案者に送付する。なお、審査の内容及び結果に対する質問、異議は一切認めない。

⑤プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザル結果を泉大津市ホームページで公開する。

## 9. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ②見積金額が業務費限度額を超えた場合
- ③あらかじめ事務局へ提出したプレゼンテーションデータを変更し、プレゼンテーションを行った場合
- ④提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- ⑦企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

## 10. 契約について

### (1) 契約方法

- ①審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案者）が、大阪・関西万博催事等企画運営支援業務委託（随意契約）の委託候補者となる。
- ②業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。
- ③委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。
- ④締結交渉の結果、合意に至った場合は業務委託契約を締結する。

### (2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書、プレゼンテーション資料及びその内容に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

### (3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 業務委託契約書

別紙2 業務委託契約書(案)のとおり

(5) 契約保証金

泉大津市財務規則(昭和44年規則第7号)第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止または取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。また、泉大津市情報公開条例(平成10年泉大津市条例第10号)に基づき請求があった場合は、公開の対象となる。
- (4) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を令和6年10月7日(月)午後5時までに、政策推進課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は無い。

12. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおり。

泉大津市政策推進部政策推進課 野村、中山

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

E-mail seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp